

生成AI利用規程

第1条(目的)

本規程は、生成AI・AIエージェント等(以下「AIサービス」)の業務利用に関する基本事項を定め、情報資産の保護と業務の適正な遂行を図ることを目的とする。

第2条(定義)

本規程においてAIサービスとは、GhatGPT、Claude、Gemini、Copilot、その他大規模言語モデル(LLM)および、それを利用するアプリケーション・APIをいう。

第3条(適用範囲)

本規程は、当社の役員および従業員(契約・派遣社員、業務委託先を含む)が業務上で生成AIを利用するすべての場合に適用する。

第4条(利用を許可するツール)

業務で利用できるAIサービスは、会社が指定し一覧に登録したサービスに限る。業務でAIサービスを新規利用する場合、利用者は所属部門長の承認を得た上で、所管部門に申請する。

第5条(入力禁止情報)

利用者は、次の情報をAIサービスのプロンプト(入力欄)に以下の情報を入力してはならない。

- (1) 個人情報および特定の個人を識別できる情報
- (2) 顧客・取引先の機密情報および契約上の秘密情報
- (3) ID・パスワード等の認証情報、未公開の社内情報

(4) 未公開の財務情報、M&A情報、人事評価情報

(5) ソースコードのうち、当社・取引先が秘密として管理するもの

第6条(生成物の利用)

AI生成物(テキスト・画像・コード等)を社外に公開・納品する場合、利用者は事実関係・著作権・第三者の権利侵害の有無を必ず確認する。

また、AI生成物であることを明示する必要がある場合(広告表示・契約上の義務がある場合等)、利用者はその旨を表示する。

第7条(禁止事項)

法令または各サービスの利用規約に違反する利用、および他者を誹謗中傷する目的での利用を禁止する。

第8条(管理体制)

本規程の管理責任者は総務部部長とし、ツールの追加承認および利用に関する相談対応を行う。

第9条(モニタリング)

会社は、必要な範囲でAIサービスの利用情報を記録・確認することができる。

第10条(違反時の措置)

本規程に違反した場合、会社は就業規則に基づき必要な措置を講じることがある。

第11条(教育)

会社は、利用者に対して本規程およびAIサービスの適切な利用に関する教育を定期的実施する。

第12条(規程の改定)

AIサービスの進化・法令改正・社内運用の実態を踏まえ、本規程を年1回以上見直し、必要に応じて改定する。